

2024 年 12 月 26 日  
No.2024-059

## 高齢者の認知機能低下に対する 金融面でのサポートのあり方

— 認知症患者増加と支援の担い手減少を踏まえた対応が急務 —

調査部 主任研究員 下田 裕介

### 《要 点》

- ◆ わが国では、高齢化の進展に伴い、認知症の患者数が大幅に増加。高齢者は若年層と比べて多額の金融資産を保有しており、認知能力が低下する高齢者が増加すれば、資産が凍結されたり、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺被害に巻き込まれるケースが増える懸念大。
- ◆ 認知機能が低下した高齢者の資産を守るために、わが国では、①家族信託や成年後見制度など専門家のサポートのもと利用できる制度、②代理人キャッシュカードや日常生活自立支援事業をはじめとする民間企業や民間団体が提供するサービスが存在。もっとも、使い勝手などで一長一短の面もあり、利用件数は認知症患者数の規模と比べて限定的。
- ◆ これらの制度やサービスが抱える課題と求められる対応の方向性について、それに関わる様々な立場からそれぞれ整理すると以下の通り。
  - ① **金融機関**：全銀協は、認知症顧客への対応に関する指針を公表。もっとも、指針は各銀行に一律の対応を求めるものではないため、対応に差が生じるケースも存在。混乱が生じないよう、業界全体で統一のルールやガイドラインを定める必要あり。
  - ② **政府**：成年後見制度の法定後見では家族が希望しても制度を中止できないほか、後見人の交代も困難など、制度が硬直的。本人や家族のニーズにきめ細かく対応できるよう民間サービスも参考に柔軟に改めていくべき。
  - ③ **地域**：身寄りのない認知症高齢者が増えるなか、親族以外の担い手を厚くしていく必要あり。地域住民によるサポート（市民後見人）、民間企業や業界団体の取り組みを後押ししていくことが重要に。
  - ④ **全体**：高齢者やその親族が抱える不安は、本人の認知機能の低下による金融資産の保全にとどまらず、普段の生活支援、医療・介護、死亡後の対応など多岐にわたるため、家族信託や成年後見制度を含め、ワンストップでサービスを紹介・提供できる仕組みを整えることが有効。

**本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・下田 裕介宛にお願いいたします。**

**Tel : 080-3454-9204**

**Mail : [shimoda.yusuke@jri.co.jp](mailto:shimoda.yusuke@jri.co.jp)**

**日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。**

**<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>**

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

## 1. はじめに

わが国では高齢化の進展に伴い、認知症患者が増加している。こうしたなか、高齢の親が認知症になった際の不安点として、「日常生活が困難になることでの周囲の負担」、「介護によるストレスや精神的負担」とならず、「高齢者本人やその家族の経済的負担」が挙げられるなど（図表1）、親の認知機能の低下に備えて、高齢者が保有する金融資産の管理に対する重要性が意識されている。

そこで本稿では、高齢者の認知症患者数の先行きを見通したうえで、想定される金銭面の影響、認知機能が低下した高齢者に対する支援、とりわけ金融資産の管理に関する取り組みの現状や今後求められる対応の方向性について考察する。

（図表1）親の認知症を想像するときの不安点（%）

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 日常生活が困難になることでの周囲の負担      | 59.0 |
| 介護による自分のストレスや精神的負担       | 55.6 |
| 本人（高齢の親）や家族の経済的負担        | 55.2 |
| 家族以外に迷惑をかけてしまう可能性        | 40.6 |
| 記憶障害で思い出や家族のことを忘れてしまう可能性 | 40.3 |
| 治療しても症状が改善しない可能性         | 32.7 |
| どこに相談したらいいのかわからない        | 29.2 |
| 自分自身への遺伝                 | 17.8 |

（資料）ドクターズ・ファイル「認知症に関する調査」

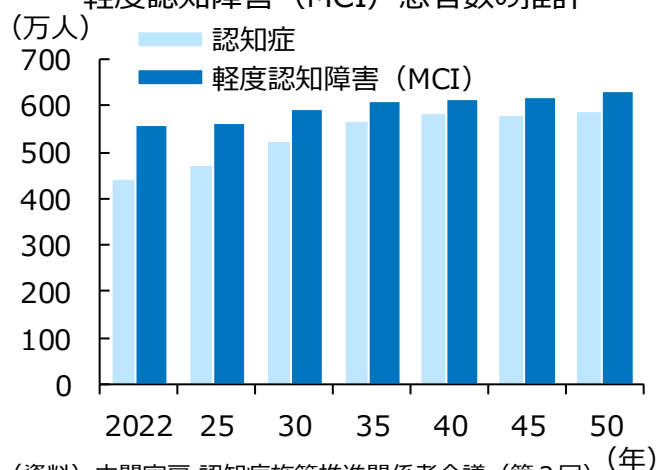
（注）全国主要都市の65～70歳の親を持つ20～49歳の男女315人を対象。複数回答可。

## 2. 高齢者の認知症患者の推移と想定される金銭面の影響

### （1）認知症患者数が増加する一方で支えとなる身寄りがいない高齢者も

わが国における65歳以上の認知症患者数の将来推計をみると、2022年に443万人いる患者数は、2040年には584万人と大幅な増加が見込まれている<sup>1</sup>（図表2）。また、認知症の前段階とされる軽度認知障害（MCI）の患者数も、2022年の559万人から2040年には613万人に増加する見通しとなっている。これは、65歳以上の高齢者のうち、6.7人に1人が認知症患者に相当し、3人に1人が程度の差はあるが認知機能の低下を抱えることを意味する。認知症、および軽度認知障害患者数が2040年にかけて増加が見込まれる背景として、一般的に高齢となるほど認知症の発症リスクが高まるなか

（図表2）65歳以上の認知症、軽度認知障害（MCI）患者数の推計



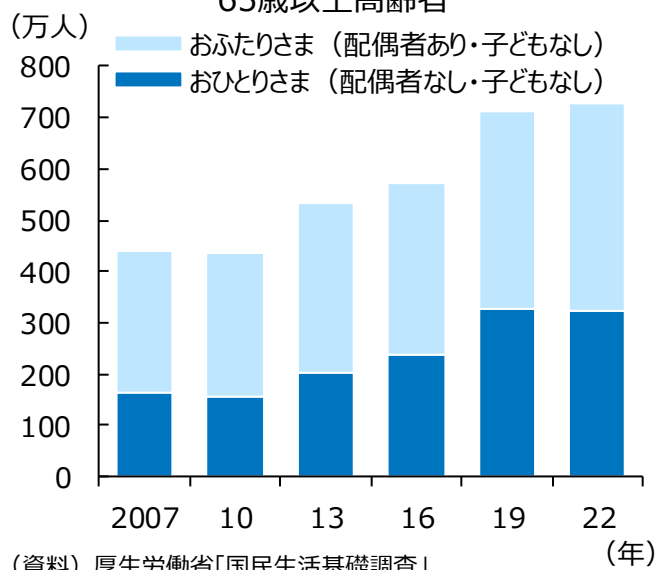
（資料）内閣官房 認知症施策推進関係者会議（第2回）資料9（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho\\_kankeisha/dai2/siryou9.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho_kankeisha/dai2/siryou9.pdf)、2024年9月13日アクセス）を基に日本総研作成

<sup>1</sup> 前回（2012年）調査では、65歳以上の認知症患者数が2040年に802万人になると推計され、今回調査はそれよりも抑制される結果となっている。これは、喫煙率の低下、高血圧や糖尿病などの生活習慣病管理の改善、健康意識の変化などが認知機能低下の進行を抑制した可能性が指摘されている。

で、人口ボリューム層である団塊世代が現在の 70 歳代後半からさらに歳を重ねることに加えて、団塊ジュニア世代も 2040 年にかけて 65 歳以上の高齢者入りをする事が指摘できる。

認知機能が低下する高齢者の増加が見込まれるなかで、高齢者を取り巻く環境も大きく変化している。長寿化や家族のあり方の変容から、高齢の親を支える配偶者や子どもが以前と比べて減っている。いわゆる「おひとりさま」（配偶者なし、子どもなし）、「おふたりさま」（配偶者あり、子どもなし）とされる高齢者は、2010 年には約 400 万人だったが、2022 年には 700 万人超まで拡大している（図表 3）。

（図表 3）おひとりさま、おふたりさまの 65 歳以上高齢者

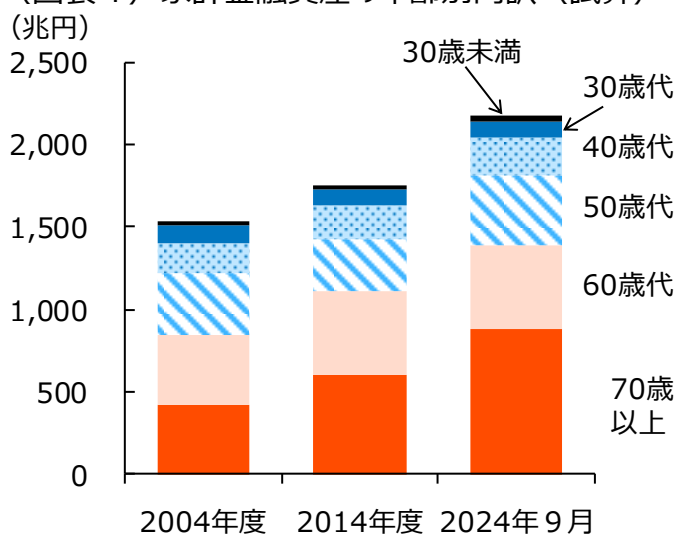


## （2）高齢者に偏る金融資産とそれを狙う犯罪の増加

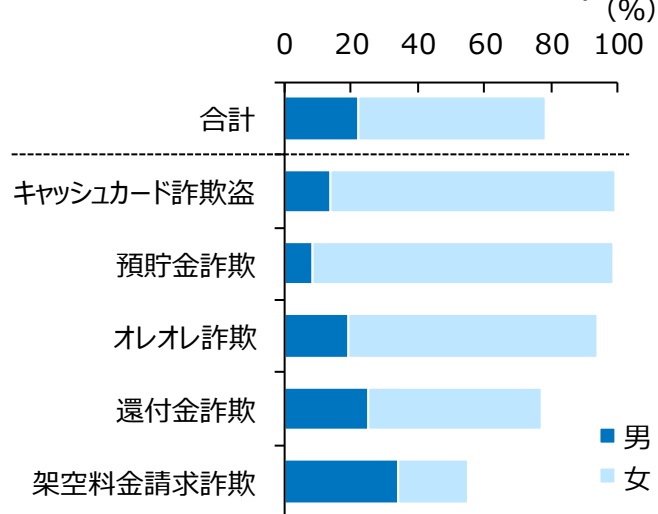
わが国における家計の金融資産はこの 20 年間で約 700 兆円増加している。その年齢別の内訳を試算したところ、2024 年 9 月末時点の家計金融資産（2,179 兆円）のうち、6 割にあたる 1,400 兆円弱を 60 歳以上の高齢者が占めている（図表 4）。高齢者が多額の家計金融資産を保有していることにより、認知症が発症した際に経済的負担が一定程度緩和される一方、高齢者本人の認知能力が低下し、金融機関に親族などから連絡があったり、窓口での本人とのやり取りで実際に認知症と思わしき状態と判断されると、預けている資産が凍結されるなど、活用したいのに活用できないケースが増加する恐れがある。

また、認知能力が低下した高齢者において懸念されるのが、多額の資産を狙った特殊詐欺の

（図表 4）家計金融資産の年齢別内訳（試算）



（図表 5）特殊詐欺の認知件数における 65 歳以上高齢者被害の割合（2023 年）



被害に巻き込まれることである。オレオレ詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺の件数および被害額は近年再び増加傾向にあり、その多くは高齢者が被害者となっている。例えば、特殊詐欺の被害者全体のうち、高齢者の割合は、キャッシュカード詐欺盗で 99.2%、預貯金詐欺で 98.7%、オレオレ詐欺で 94.3%と、高齢者が標的となっている実態がみてとれる（図表 5）。

以上を踏まえると、認知機能が低下し、身寄りもない高齢者が増加するなか、これらの金融資産を適切に管理・活用する取り組みが一層求められるといえる。

### 3. 認知機能・判断能力の低下した高齢者の資産を守る対応策

こうした状況下、認知機能・判断能力が低下した高齢者の資産を守るために、わが国では現在どのような制度、サービスがあるだろうか。ここでは、①専門家のサポートのもと利用できる制度と、②民間企業や民間団体が提供するサービス、それぞれの特徴を整理する。

#### （1）専門家のサポートのもと利用できる制度

まず、弁護士や司法書士など法律の専門家のサポートのもと利用できる主な制度として、「家族信託」と、成年後見制度の「任意後見」、「法定後見」が挙げられる（図表 6）。

（図表 6）家族信託、成年後見制度の概要

|             | 家族信託                     | 成年後見制度                   |                                   |
|-------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
|             |                          | 任意後見                     | 法定後見                              |
| 契約時の本人の判断能力 | あり                       | あり                       | 低下                                |
| 財産管理者       | 契約をした受託者<br>（親族など信頼できる人） | 契約をした任意後見人<br>（親族なども可）   | 家裁が選任した法定後見人<br>（司法書士や弁護士など）      |
| 開始時期        | 信託契約締結時                  | 判断能力が低下し、<br>家裁への申し立て後   | 判断能力が低下し、家族などの<br>申し立てで後見人が専任された時 |
| 財産管理の範囲     | 信託財産の管理<br>契約で決定         | 財産管理<br>契約で決定            | すべての財産管理                          |
| 財産の運用・処分    | 自由に運用・処分が可               | 財産維持が原則<br>家裁の許可不要       | 財産維持が原則<br>自宅売却は家裁の許可必要           |
| 取消権         | なし                       | なし                       | あり                                |
| 報酬          | 原則なし<br>（自由に設定）          | 契約で自由に設定可<br>（親族なら報酬なしも） | 月額 2 ～ 6 万円<br>（弁護士が後見人になった場合）    |

（資料）ＣＯ・ＯＰ共済「親子でトクする老後のなし ②高齢の親の財産管理法」（[https://coopkyosai.coop/about/lpa/column/fp\\_240719\\_01.html](https://coopkyosai.coop/about/lpa/column/fp_240719_01.html)、2024年11月1日アクセス）、家族信託の「おやとこ」「家族信託と成年後見の違いは？どちらを使うべき？」（<https://trinity-tech.co.jp/oyatoko/column/13/>、2024年11月1日アクセス）、各種報道を基に日本総研作成

#### ① 家族信託

家族信託は、民事信託の一つで、本人に十分な判断能力があるうちに信託契約を結ぶ。一般的には委託者を親、受託者を子、受益者を親とし、親が子へ自分の財産を託し、子は親のために託された財産の管理、および運用を行う。親が元気なうちに、子をはじめとする家族や親族など信頼できる身内に財産管理を託せるため、利用しやすい点が利点である。もともと、近年増えているおひとりさまや信頼のおける身内がない高齢者は、家族信託を利用することが容

易ではない<sup>2</sup>。

管理される財産（信託財産）は契約で決められ、主に金融資産（預金、有価証券など）、不動産などが対象となる。例えば、金融資産であれば、子が親に代わり預金口座から生活費や医療費など必要なお金を引き出し、親へ渡すことができる。また、不動産の売却、賃貸不動産の家賃回収や修繕、証券投資など、財産の運用や処分を柔軟に行うことができる。

一方、家族信託には、契約の取り消し権がないことは留意すべき点となる。例えば、詐欺など意思に反して契約してしまった場合でも、解約など適切な対応のサポートができない恐れがある。

なお、費用面については、専門家への依頼料など初期費用がかかるものの、財産管理者である受託者への報酬は自由に設定できるため、受託者である身内に報酬なしで依頼することで総費用を抑えることができる。

## ② 任意後見

成年後見制度は家庭裁判所の監督のもと第三者に親の財産を管理してもらう制度で、任意後見と法定後見の2つの種類がある。

このうち、任意後見は、家族信託と比べると、本人に十分な判断能力があるうちに後見契約を結ぶ点は似ているが、本人の判断能力低下時に契約が開始される点が相違点となる。後見人として親族を選択できるほか、弁護士や司法書士といった専門家に依頼することもできるため、いわゆるおひとりさまのような身寄りがいない高齢者にとっても利用しやすい。

管理される財産は契約で決められ、財産の維持が原則となるが、合理的な理由が認められると家庭裁判所の許可なく資産を処分することが可能である。また、後見人が本人の財産の管理に加えて、生活や医療・介護なども含めた一般的な手続きに関する代理権を持つ「身上監護」を有する点は、後述の法定後見も含め、成年後見制度の特徴の一つである。

一方、留意点として、家族信託と同様に契約の取り消し権はない。これは、任意後見があくまでも後見人に代理権を与え、本人の行為能力には制限を受けない点を反映したものである。

費用面については、専門家への依頼料など初期費用に加えて、後見人に報酬を支払う必要がある。もっとも、契約時に後見人を親族など身内にすることで報酬なしとし、家族信託と同様に総費用を抑えることも可能である。

## ③ 法定後見

法定後見は、本人の判断能力低下を受けて、家庭裁判所に申し立てた後に弁護士や司法書士などが後見人として選任され、契約が開始される<sup>3</sup>。すなわち、後見人を本人が自由に決められない点で、先述した家族信託や任意後見と大きく異なる。

管理される財産についても制限が多い。支出は医療・介護など目的が限定されていることに加えて、家族信託のように投資や運用などを行うことはできない。自宅の売却についても家庭裁判所の許可を必要とする。

一方で、家族信託や任意後見には認められない契約の取り消し権を有する。そのため、日用

<sup>2</sup> 長く付き合いのある友人やビジネスパートナーなど、身内以外が受託者となることも可能ではある。

<sup>3</sup> 本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度が用意されている。

品の購入などを除き、本人が結んでしまった不利益な契約を取り消すことができる。

費用面については、専門家への依頼料など初期費用に加えて、本人が亡くなるまで後見人への報酬を支払い続ける必要があり、総費用は相対的に高額となる。

## （２）民間企業や民間団体が提供するサービス

法律の専門家のもとでとられる先述の制度は、煩雑な手続きや費用面、負担面のネックから敷居が高いと感じる人も少なくない。これらの制度と比べて手軽に利用できるサービスとして、民間企業や民間団体が提供する「代理人キャッシュカード」、「資産承継信託」、「日常生活自立支援事業」が挙げられる（図表７）。

（図表 7）代理人キャッシュカード、資産承継信託、日常生活自立支援事業の概要

|             | 代理人キャッシュカード                                                                                                                                                   | 資産承継信託                                                                                         | 日常生活自立支援事業                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約時の本人の判断能力 | あり                                                                                                                                                            | あり                                                                                             | 不十分                                                                                                                    |
| サービス提供      | 金融機関                                                                                                                                                          | 金融機関                                                                                           | 各自治体の社会福祉協議会                                                                                                           |
| サービス内容      | 本人と生計を一にする家族に発行され、本人口座の預金の引き出しなどができる（親族以外も可能とする金融機関あり）                                                                                                        | 認知症で本人が預金を引き出すことができなくなった場合でも、あらかじめ指定した家族が本人に代わり医療や介護費用などの引き出し、年金の受け取りが可能                       | 認知症などにより判断能力が不十分な本人に代わり生活費の管理、医療費・家賃・公共料金などの支払い、年金受領の手続きなどが可能                                                          |
| 留意点         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●他の親族にお金の使い道を説明できるように領収書など記録を残した方がよい</li> <li>●本人や代理人の判断能力が低下した場合に口座凍結のおそれがある</li> <li>●窓口でも対応可能な「代理人制度」もある</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●資金の使用用途が限られる</li> <li>●費用として金融機関への手数料支払いが発生</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が不十分でも契約内容を理解できる判断能力と利用意思は必要</li> <li>●費用として生活支援員による支援料金の支払いが発生</li> </ul> |

（資料）家族信託の「おやとこ」「親が認知症になったときのお金の管理方法4選！事前にできる対策やトラブル事例も解説」（<https://trinity-tech.co.jp/oyatoko/column/154/>、2024年11月1日アクセス）、りそな銀行「介護・認知症対策信託 ～資産承継信託～」（[https://www.resonabank.co.jp/kojin/shoukei/?bank=rb\\_unite](https://www.resonabank.co.jp/kojin/shoukei/?bank=rb_unite)、2024年11月1日アクセス）、各種報道を基に日本総研作成

### ① 代理人キャッシュカード

代理人キャッシュカードでは、本人が判断能力のあるうちに口座を持つ金融機関で手続きをすれば一般的に無料で作成することができる。家族などに対して代理人キャッシュカードが発行され、本人の生活や医療・介護のために使うことを前提に、代理人が預金の引き出しを行うことができる。一方、無用なトラブルを防ぐために、使用に際しては例えば領収書を残すなど、親のお金を適切に使っていることを、他の親族に示すことを求められるケースも想定される<sup>4</sup>。

代理人キャッシュカードは、あくまでATMでのお金の引き出しを可能とするものであり、仮に本人の判断能力が低下した後に、限度額を超える出金や契約している金融商品の解約をしようとしても、ATMでは対応することができない。そのため、代理人キャッシュカードよりも対応範囲が広い代理人制度を用意している金融機関も多い。

### ② 資産承継信託

認知症対策としての資産承継信託では、本人が判断能力のあるうちに家族をはじめとする代理人を指定し、一般的には本人の生活や医療・介護費用など資金用途を限定したお金の引き出

<sup>4</sup> 家族信託でも、受託者は帳簿作成にあたって日常の生活費などにかかる領収書を保管しておく必要がある。

しや、年金の受け取りを可能とする。また、場合によっては、振り込め詐欺などの防止から本人の引き出し自体を制限することもできる。

代理人キャッシュカードと比べて、家族が本人に代わって本人のお金を管理できる範囲が広い点は安心感につながる。一方で、サービスを利用するにあたっての手数料を金融機関に支払うなど一定の費用負担が発生する。

### ③ 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、各都道府県・指定都市にある民間組織の社会福祉協議会が実施主体となって提供されるサービスである。軽度の認知症など判断能力が不十分な人が対象で、社会福祉協議会に申請し、利用希望者の意向を確認しながら具体的な支援を決める支援計画を策定したうえで契約を結ぶ。主に、生活費の管理や家賃・公共料金などの支払い、重要書類の預かり・保管などをサポートする。

留意すべき点として、判断能力が不十分な人を対象としたサービスではあるが、契約内容が理解できる判断能力と利用意思が本人になれば契約は結べず、それが困難な場合は法定後見の検討が必要となる。また、サービスを利用するにあたっては実施主体が定める利用料を支払うなど一定の費用負担が発生する。

## 4. 諸制度・サービスの課題と求められる対応の方向性

このように、認知機能・判断能力の低下から高齢者の資産を守る制度・サービスは複数用意されている。これらの実際の利用動向をみると、家族信託で不動産を信託した際に必要となる不動産の信託登記件数は2023年に2万件、成年後見制度利用者数（任意後見と法定後見の合計）は同年末に24.9万人、日常生活自立支援事業の利用者のうち認知症を患う高齢者は同年に2.1万人となっている（図表8）。利

（図表8）高齢者が持つ資産を守るための対応策の利用状況

|                              |                    |                     |
|------------------------------|--------------------|---------------------|
| 土地の信託登記件数<br>(2023年)         | 2.0万件              | 前年比+15.6%<br>増加傾向   |
| 成年後見制度利用者数<br>(2023年末)       | 24.9万人             | 前年比+1.8%<br>増加傾向    |
| 日常生活自立支援事業<br>利用者数 (2023年)   | 2.1万人              | 前年比▲3.2%<br>おおむね横ばい |
| 認知症高齢者数<br>(下段はMCI、2022年推計値) | 443.2万人<br>558.5万人 | —                   |

（資料）家族信託の「おやとこ」、法務省、最高裁判所事務総局家庭局、地域福祉・ボランティア情報ネットワークなどを基に日本総研作成

用件数は、おおむね横ばい、または増加傾向にあるものの、認知症高齢者数と比べると、その規模は限定的にとどまっているのが実情である。

以下では、これらの制度やサービスが抱える課題と求められる対応の方向性について、それに関わる様々な立場からそれぞれ整理する。

### （1）金融機関：認知症顧客への対応に関する指針の定着と新たなサービスの創出

金融機関の取り組みをみると、全国銀行協会（全銀協）は2021年2月、認知機能が低下した高齢者やその代理人と金融取引を行ううえでの指針「金融取引の代理等に関する考え方および

銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を公表している。ここでは、「銀行預金などは本人の資産であり、払い出す場合は預金者本人の意思確認が必要となるため、基本的には家族でも払い出すことはできない」としつつも、認知機能が低下した顧客に対しては銀行が柔軟に対応する必要があると指摘している。例えば、顧客の認知能力が低下しているケースにおいて、成年後見制度などの利用を親族に促しつつ、手続き完了までの間にやむを得ず本人と金融取引を行う場合は、「本人のための費用の支払いであることを確認するなどしたうえで対応することが望ましい」としている。また、代理権のない親族などと金融取引を行う場合は、「認知能力が失われる以前であれば本人が支払っていたであろう医療費や介護費などの支払い手続きを親族が代わりにするなど、本人の利益となることが明らかである場合に限って依頼に応じることも考えられる」と指摘している。もっとも、全銀協が示した指針は各銀行に一律の対応を求めるものではなく、ある銀行では家族の引き出しが認められたが、別の銀行では認められなかったというケースが少なくないのが実態である。代理人キャッシュカードや資産承継信託など、銀行ごとに対応策が講じられているものの、親子で異なる銀行を利用するケースも少なくないことから、混乱を避けるためにも、指針を基に代理人や資産承継関連のサービスについて、銀行業界全体である程度の統一のルールやガイドラインを定める必要性が高まっていると考えられる。

証券取引においても、高齢者の認知機能の低下に対して資産を守る取り組みがみられる。例えば、日本証券業協会は75歳以上の高齢者に金融商品を販売するにあたって、役職者による事前承認を必要とするなど勧誘・販売に関するルールを設けている。また、証券会社によっては、認知機能の低下時に家族が代理人として売却・現金化できる専用口座や、金融商品を決められた額や割合で自動的に売却するサービスなどを提供している。新NISA導入以降、「貯蓄から投資へ」の動きが着実に進み、高齢者が保有する証券資産が多くなると見込まれるなか、認知機能が低下した顧客への販売ルールの徹底、ならびに投資の「終活」に備えたサービス（例えば信託機能を活用したサービス等）の開発など、証券業界においても一段の取り組みが求められる。

また、中期的な取り組みとして、デジタルベースでの対応力強化も課題となる。従来は、高齢者は対面でのやり取りを重視する声が多かったが、近年では、モバイルバンキングやオンラインでの証券取引など、デジタルツールを活用する高齢者も多くなっている。もっとも、ネット取引の場合は、顧客と対面で接することがないため、金融機関が顧客の認知機能の低下を判断するのが難しくなる恐れがある。今後も金融取引のデジタル化が進むなか、オンラインを通じた面談や、モバイルバンキング利用時の反応速度等を踏まえた認知機能に関する診断など、デジタル取引においても、顧客の認知機能の低下に備えていくための取り組みが重要となるだろう。

## （２）政府：成年後見制度の使い勝手の改善

政府は、高齢者の割合が高くなるなかで持続可能な社会を築いていくための取り組みとして、「高齢社会対策大綱」を本年9月13日に閣議決定した。このなかで、加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築に向けて、成年後見制度の利用促進を基本的施策の一つに掲げている。



成年後見制度の利用が進まない理由の一つに使い勝手の悪さが指摘されており、これを受けて法制審議会では制度改革への議論が進んでいる。例えば、法定後見では、遺産分割など、制度を利用する理由となった問題が解決し、その後は家族が支援するとして、制度を利用する必要がなくなった場合でも、本人の判断能力が回復しない限り、契約をやめることができず、存命中は専門家への報酬支払いが続くことになる。また、不正行為など特別な理由がない限り後見人を交代することもできない。多くの高齢者世帯の利用を促していくためには、こうした硬直的な制度を、本人や家族のニーズにきめ細かく対応できるよう改めていくことが求められる。

また、別の制度やサービスの長所を成年後見制度に取り入れる視点も必要である。例えば家族信託の場合、共働きをしつつ子育てもする家族が増えていることなどを理由に、仕事と子育てが終わるまでは第三者が認知機能の低下した親の資産管理を担う一方、仕事や子育てが一段落した後は、子ども世代がその役割をバトンタッチできるといった仕組みも可能となっている。こうした柔軟な対応を成年後見制度にも積極的に取り入れることで、当事者が利用しやすい制度の一つになるように工夫していくことも必要である。

### **（３）地域：市民後見人の活用、金融以外の事業者との連携**

今後、身寄りのいない認知症高齢者が増えると想定されるなか、金融資産の管理においても、親族以外の担い手を厚くしていく必要性が高まっている。成年後見制度では、親族や弁護士、司法書士といった専門家に加え、一般の人々も「市民後見人」としてサポートを担うこともできる。市民後見人は研修を通じて自治体に登録され、家庭裁判所が後見人として選任する。身寄りがいなかったり、親族が遠方にいてサポートを受けられない高齢者にとって、高齢者が生活する地域をよく知る市民後見人にサポートを託すことは有用な選択肢の一つとなり得る。とりわけ地方では、高齢化が顕著に進んでいる一方、地域のつながりやご近所同士での支えあいが残っているところも多く、市民後見人が果たせる役割は大きいと考えられる。もっとも、市民後見人についてはなり手が少ないほか、裁判所が後見人を選ぶ際も、弁護士などの専門家、親族がいる場合は親族を優先する傾向が強く、市民後見人を選ぶケースは全体の１％にも満たないとされる。また、市民後見人は報酬なしというケースも多く、地域や利用者の役に立ちたいという個人のやりがいにも頼っている面も大きい。こうした課題を解消するためにも、とりわけ地方において、自治体の補助のもと、市民後見人に対して、その仕事に見合った報酬を支払うなど、市民後見人の選任をいまよりも積極的に進めていく必要がある。

また、担い手を増やしていくには、民間企業や業界団体の取り組みも重要となる。例えば、スタートアップのトリニティ・テクノロジー社は、単身の高齢者を主な対象とし、認知機能の低下で判断能力が衰える前に契約を結び、家族に代わって将来の財産管理を依頼する任意後見の契約サービス「おひさば」を提供している。また、金融資産以外でも、全国住宅産業協会が、「不動産後見アドバイザー」という資格取得者の普及に努めている。不動産事業者が後見人になるわけではないが、本人や後見人へ専門的なアドバイスやサポートをすることで、判断能力が低下した高齢者が抱える不動産の適切な管理や取引を促している。こうした金融機関以外の民間企業や業界団体による取り組みにも期待したい。

#### （４）全体：家族信託や成年後見制度を含めたワンストップサービスで応える仕組みづくり

高齢者やその親族が抱える不安は、本人の認知機能の低下とそれに備えた資産の管理だけではなく、普段の生活支援、医療・介護、死亡後の対応など、高齢であるがゆえに、認知機能の低下とは直接関係がない場面でも数多く存在する。こうした状況下、高齢者が抱える不安の相談窓口として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険窓口、在宅介護支援センター、金融機関など多岐にわたり用意されているが、自身の不安を相談する先としてどこが適切なものか分かりにくいほか、相談によっては複数の機関に出向く必要があるなど、当事者の負担は大きい。

一方で、高齢者が抱える不安に対して総合的に取り組む民間企業もある。例えば、先述したトリニティ・テクノロジー社の「おひさぼ」は、認知機能が低下した場合における資産の適切な管理・活用のサポートに加えて、介護施設への入居や入院時の身元保証、死亡後の手続きや遺品整理、被相続人が望む形での遺産相続など、身寄りがない高齢者でも安心して生活を送るための幅広いサービスを一括で提供しており、すべてのサービスに関して、専門家がオーダーメイドでサポートできる体制を整えている<sup>5</sup>。また、高齢の親を持つ世代に役立つ情報やサービスを提供するオヤノコネット社は、老後のマネープラン、介護、相続、墓の管理だけでなく、見守り、補聴器選び、部屋の片づけなどちょっとした困りごとについても相談を受け付け、同社の提携先の商品やサービスを紹介することで高齢者の生活をサポートしている<sup>6</sup>。

高齢者は運動機能の低下が避けられないほか、認知機能の低下への懸念も高まることを踏まえると、様々な悩みにワンストップで対応できる仕組みへの期待は高い。自治体や金融機関、介護・医療施設、NPO法人などが連携して、一元的な窓口を設置するとともに、そこで提供される対応策の一つとして、家族信託や成年後見制度をはじめとする認知機能の低下に備えた制度やサービスが適切に紹介、提供されるような体制を整えていくべきである。

## 5. おわりに

わが国では今後、認知機能が低下する高齢者が増える一方で、高齢者を支える担い手は減少することが見込まれ、高齢化が進むなかでもその構造が変わり、大きな社会問題になることが懸念される。現状、金融面では高齢者をサポートするための制度やサービスが用意されているものの、こうした構造変化への対応は道半ばで、さらなる対応の工夫が求められている。

たとえ判断能力が衰えたとしても、これまで築いてきた資産を、自身が希望する、納得する形で活用し、第二の人生ともいわれる老後の生活を豊かに送ることができるような制度や仕組みが早急に整えられることが望まれる。

以上

<sup>5</sup> トリニティ・テクノロジー(株)「家族の代わりにずっと寄り添う おひさぼ」(<https://trinity-tech.co.jp/ohisapo/>、2024年12月25日アクセス)

<sup>6</sup> ㈱オヤノコネット「私たちができるサポート」(<https://oyanokoto.net/service/support/>、2024年12月25日アクセス)



#### 参考文献・資料

- 全国銀行協会〔2021〕．「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）」、2021 年 2 月